

# 台風時における保育所の対応について

若狭浦保育所

## 1 休所の判断基準

暴風警報又は避難情報等警戒レベル3（高齢者等避難）のいずれかが発令された場合は、休所とする。

## 2 開所の判断基準

保育所が在する地域の避難情報等警戒レベル3（高齢者等避難）が解除になった場合、ガイドラインに基づき速やかに開所準備を行い、用意が整い次第、園児の受け入れを行う。なお、開所の目途について、保護者に速やかに連絡する。（ただし、保育所及びその周辺を確認した際、危険な状況があり、安全が確保できないと施設長が判断した場合はこの限りではない。）

## 3 給食の提供について

保育所の実情を勘案した対応を行うとともに、事前に保護者へも周知する。また、給食の提供については、できる限り保護者の負担とならないような対応する。

## 4 その他

- 暴風警報については、テレビやラジオ等で確認する。
- 避難情報等警戒レベルについては以下の SNS 等で確認する。
  - ・那覇市公式 LINE：<https://page.line.me/kouhou.nahacity>
  - ・那覇市公式ホームページ：<https://www.city.naha.okinawa.jp/>
  - ・那覇市公式防災ツイッター：<https://twitter.com/nahasiy>